

家計急変

提出書類一覧表

並べる 順番	提出書類	確認事項	
0	チェックリスト(一般用)	※学生番号、申請者氏名を記入のうえ、準備した書類に✓印をつけること	
1	入学金・授業料免除等申請書・家庭調書(本学様式)※A3サイズで印刷すること	※両親の「現在の職業の就職年月」に誤って生年月日を記載していることが多いので、注意すること	【必ず提出】
2	住民票(市区町村発行)	※本人・家庭調書に記載されている同一生計者全員分(別居している就学者の兄弟姉妹を含む) ※個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出すること	
3	所得・課税証明書(世帯)(市区町村発行)	※比較対象とする年の状況がわかるもの(例:「令和3年度所得・課税証明書」には令和2年の状況が記載されています) ※本人及び16歳以上の家族(無収入者を含む)ただし、兄弟姉妹で就学者の場合、提出不要 ※父母(一人親の場合はその人、父母がいない場合は家計支持者)は、所得・課税証明書と共に「17」「18」「23」等の収入に関する該当書類も提出	
17	直近の収入状況を証するもの	・直近3か月の給与明細に加えて直近の賞与明細などの写し (注:公的支援の受給証明書がない場合は、事由発生後の所得が令和元年度～令和4年度のいずれかの年度の所得と比較し1/2以下となっていることが要件です)	給与所得者は提出
	源泉徴収票(本学様式⑩-1でも可)(コピー)	※比較対象とする年(令和元年、令和2年、令和3年分、令和4年分のいずれか)のものをA4用紙に貼付するかA4用紙にコピーし提出	
	給与支払(見込)証明書(本学様式⑩-2)でも可又は最近3カ月分の給与明細書および賞与明細書(コピー)	【世帯のうちで、コロナによる影響を受けていない者】 ※前年・本年途中に就職や転職、雇用形態の変更等があった場合、前年分源泉徴収票と併せて提出(パート・アルバイトでも提出が必要です)	
	事業所税申告書(表紙の写)及び附属書類(控のコピー)	※同族会社役員は、直近の事業年度の事業所税申告書(表紙の写)及び附属書類のうち、損益計算書、同族会社の判定に関する明細書(別表第二)、役員報酬手当及び人件費の内訳書を提出すること(控のコピー)	
18	直近の収入状況を証するもの	・直近3か月の帳簿、収支内訳書などの写し (注:公的支援の受給証明書がない場合は、事由発生後の所得が令和元年度～令和4年度のいずれかの年度の所得と比較し1/2以下となっていることが要件です)	給与所得者以外(自営等)は提出
	確定申告書第1表・第2表・収支内訳書、青色申告決算書(控のコピー)	※比較対象とする年(令和元年、令和2年、令和3年分、令和4年分のいずれか)の確定申告書(控のコピー)を提出	
	市区町村県民税・国民健康保険税申告書(控のコピー)	※確定申告書を提出できる場合は提出不要。 ※比較対象とする年(令和元年、令和2年、令和3年分、令和4年分のいずれか)の確定申告書(控のコピー)を提出	
	申請者の世帯の年間収支説明書(本学様式)	※主たる家計支持者が給与所得以外の場合、必ず提出 ※「申請者の世帯の年間収支説明書」裏面の【記入にあたっての説明事項】参照	
-	公的支援の受給証明書の写し	・公的支援の受給証明書(「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」参照)の写し	
7	無職の申立書(本学様式)	※18歳以上の家族で無職者(高齢者で年金受給者は不要)	
8	母子・父子世帯の申立書(本学様式)	※母子世帯・父子世帯の者が提出	
9	在学証明書(各学校所定の書式)	※兄弟姉妹、配偶者、子等に高等学校以上の就学者がいる場合提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを提出、後期:証明日10月1日以降のものを提出	
	就学者の証明書(本学様式)	※専修学校在学者の場合は、就学者の証明書(本学様式)を提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを提出、後期:証明日10月1日以降のものを提出	
10	前年度授業料免除状況証明書(本学様式)	※兄弟姉妹、配偶者、子等が国立の大学に在学(新1年生も必要)している場合	
11	長期療養証明書(本学様式)	※療養期間が6か月以上の長期療養者が、医師の証明を得て、「長期療養に関する申立書」と共に提出すること	
	長期療養に関する申立書(本学様式)	※該当する欄に記入し、「長期療養証明書」と共に提出すること	
21	退職証明書	※退職日・退職金・退職金支給日等が記載されたもの(申請前半年以内に退職した者が提出)	
22	休職証明書	※休職期間及び休職中の給与形態が記載されたもの(申請前半年以内に休職した者が提出)	
23	年金額改定通知書・年金源泉徴収票など(コピー)	※年金等受給者が提出 ※受給額がわかる書類(最新のもの)	
24	保護変更決定通知書・保護決定通知書など(コピー)	※生活保護受給者が提出 ※保護変更決定通知書は、直近2回分を提出	該当者のみ
25	児童手当・児童扶養手当支払通知書(コピー)	※児童手当・児童扶養手当受給者が提出 ※受給額が分かる書類又は預金通帳の写でも可(最新のもの)	
26	雇用保険受給資格者証(コピー)又は失業保険金給付額明細書(コピー)	※雇用保険受給者が「7」と共に提出	
27	傷病手当受給を証する書類(コピー)	※傷病手当受給者が提出	
28	破産債権届出書(コピー)	※給与、退職金等の債権保全手続きをした者が提出	

29	廃業届(コピー)	※自営業を前年1月以降に廃業した者が提出
30	障害者手帳(コピー) 又は療育手帳(コピー)	※身体等に障害のある者が提出
31	健康管理手当証書等の支給内容を証明する書類(コピー)	※被爆者援護法等による各種手当を受給している場合、健康管理手当・医療特別手当・特別手当・保健手当・介護手当等の証書
32	特定疾病医療受療証(コピー)	※特定疾病により療養中の者が「11」と共に提出
33	主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に伴う支出状況報告書(本学様式) 光熱水料等の領収書	※主たる家計支持者が勤務の都合で別居(単身赴任)の場合に提出 ※単身赴任手当の支給がある場合は、給与明細書(1か月分)も提出 ※単身赴任者の光熱水料等領収書3か月分(口座引落の場合、預金通帳(コピー)でも可)
35	死亡診断書, 被害状況届出書(本学様式) 他, 申請要領記載の書類	申請前半年以内に学資負担者が死亡した場合又は本人もしくは学資負担者が被災し、将来長期にわたり困窮状態が見込まれる場合
19	申立書(本学様式)	※特に説明を必要とする場合に提出 ※裏面参考例を参照